

全日本放送研究部規約

- 第1条（目的） この部は放送に対する興味関心により、さらなる放送の発展および部員と関わる全ての人の親睦を深めることを活動の目的とする。
- 第2条（名称） この部の名称を全日本放送研究部とする。
また、英文名を All Japan Broadcasting Research Club とし、略称を AJBRC とする。
- 第3条（所在地） この部の本部を東京都板橋区双葉町2-3-8山根吉雄宅に置く。
- 第3条の2（事業年度） この部の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。
- 第4条（部員） この部の部員（局員）は放送に興味関心のある全ての者とし性別、年齢、学歴は問わないものとする。
- 第5条（役員） この部に次の役員をおく。
代表者（部長・局長） 1名
副代表（副部長・副局長） 1名
会計責任者（会計部長） 1名
なお、会計責任者以外は兼任も可とする。
- 第6条（役員の任期） 役員の任期は特に定めない。
但し、1年ごとに信任決議をとるものとする。
- 第7条（代表者） 代表者（部長・局長）は部を代表し運営する。
副代表（副部長・副局長）は代表者（部長・局長）を補佐し、代表者（部長・局長）が欠員の時は代表者（部長・局長）の職務を遂行する。
- 第8条（運営） 部は毎月一回以上会議（通常活動を含む）を開催し、この部の重要事項及び放送・番組等の企画などを審議する。
議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。
- 第9条（部費） 部員（局員）は、この部の運営に当てるため入部金500円その他、毎月300円を負担する。
但し、納付期限を過ぎ、延滞金が1,000円を超えた場合は年額100分の10の延滞金を別途支払うこととする。
但し、部側の責による場合、経済的な理由等やむをえない場合で事前に本部側の承認を得た場合はこの限りではない。
また、希望退部（退職）により、退部（退職）した場合はその日

より30日以内に請求することで、まだ到来していない月の部費の返還を求めることが出来る。

第9条の2（納付方法・納付期限）

前項に定める部費の納付方法は次のいずれかによるものとし納付期限はそれぞれの方法について定める。

（1）ゆうちょ銀行振込及び送金

納付期限は前月の25日としこの日が金融機関の休業日に当たる場合は金融機関の翌営業日とする。

（2）クレジットカード払い

納付期限は翌月の10日とする。

（3）イベント払い

この部が参加または主催するイベント時にそれまでに発生した部費の全額を現金またはクレジットカード決済により納付するものとする。

上記いずれの場合においても利用できるクレジットカードブランドは『VISA』『MasterCard』『AmericanExpress』『JCB』とする。

第9条の3（手数料）

前項に規定する納付方法の内（1）に係る手数料は納付者の負担とし（2）及び（3）に係る手数料はこの部の負担とする。

第9条の4（納付方法の選択）

2に規定する納付方法を選択する場合はそれまでの納付期限の10日前までに本部に届け出をし承認を得なければならない。

特に届出がない場合は（1）の納付方法を選択したものとする。

第10条（規約改正）

この規約は部員（局員）の過半数の同意をもって改正することが出来る。

会議に出席できない場合は委任状も可とする。

附則（平成23年11月24日）

第1条 部の役員は別紙（抄本含む）のとおりとする。

第2条 この部の設立日は平成23年11月24日とする。

第3条 この規約は平成23年11月24日に公布、即日発効とする。

第4条 第9条の規定については当面の間適用しないこととする。

附則（平成26年4月5日）

第1条 第3条2を平成26年4月5日に定め、即日発効とする。

附則（平成27年3月5日）

第1条 附則（平成23年11月24日）第4条を廃止する。

第2条 第5条から総務部長を削除する。

第3条 第9条2、第9条3及び第9条4を定める。

第4条 第9条の入部金については当面の間適用しないこととする。

第5条 第9条の毎月の部費については平成27年4月分より適用し納付は当面の間任意とした上で納付期限月の末日をもって時効が成立したものとする。

第6条 本附則を平成27年3月5日に施行する。